

産業廃棄物処理施設（中間処理施設）設置

許可申請の手引



鳥取県 ・ 鳥取市

令和3年4月

【お知らせ】

- ・なお、この申請の手引書は、鳥取県・鳥取市の共通文書としてお示ししており、申請に必要な書類も鳥取県・鳥取市で共通となります。
- ・本手引きは、本文と付属書A～Cで構成されています。詳細は目次で確認してください。

目 次

■本文

I はじめに 3 ページ

II 申請方法 3 ページ

- 1 許可対象の範囲（事業を行う区域と必要な許可の関係）
- 2 相談・申請窓口
- 3 提出方法
- 4 事務処理期間
- 5 本手引きで用いる法令等の省略形及び用語の定義

III 申請書の作成 4 ページ

- 1 留意事項
- 2 提出部数
- 3 添付書類

IV 許可について 6 ページ

- 1 許可基準
- 2 許可証の交付

V 許可後の必要手続 6 ページ

- 1 変更許可の手続
- 2 一般廃棄物処理施設の設置についての特例届出
- 3 変更の届出
- 4 廃止、休止、再開の届出
- 5 譲受け・借受け許可の手続き
- 6 合併・分割の認可の手続き
- 7 相続の手続き
- 8 事故時の応急措置及び届出
- 9 （特別管理）産業廃棄物処理実績報告書の提出
- 10 使用前検査の申請、受検（法第15条の2第5項）
- 11 定期検査の申請、受検（法第15条の2の2第1項）
- 12 維持管理計画及び維持管理状況の公表（法第15条の2の3第2項）
- 13 処理状況等の閲覧

■付属書A：各種参考資料

法令で規定される産業廃棄物
産業廃棄物処理施設の許可の基準
産業廃棄物処理施設の維持管理の技術上の基準
産業廃棄物処理基準（産業廃棄物の中間処理・再生基準）
特別管理産業廃棄物処理基準（特別管理産業廃棄物の中間処理・再生基準）
産業廃棄物処理施設設置に係る主な関係法令相談窓口
産業廃棄物処理施設設置に係る関係法令チェックシート
債務超過とは
生活環境影響調査項目等一覧
生活環境影響調査項目の選定について

■付属書B：申請書類の記載例など

新規許可申請に必要な書類の記載例の一式
軽微変更等届出に必要な書類の記載例の一式
許可申請用チェックシート

■ 付属書 C : 様式集

法令様式、県・市の指定様式、推奨・参考様式の一式

I はじめに

この手引は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号）に基づく産業廃棄物処理施設（中間処理施設）設置の許可申請について、申請書、添付書類の作成方法等を明確にし、申請者が許可申請の事務を円滑に実施できることを目的として、作成したものです。

【事前手続】

鳥取県下では、許可申請・変更届出の事前手続として、許可申請・変更届出を行う前に、鳥取県廃棄物処理施設の設置に係る手続の適正化及び紛争の予防、調整等に関する条例（平成 17 年鳥取県条例第 68 号）及び鳥取市廃棄物処理施設の設置に係る手続の適正化及び紛争の予防、調整等に関する条例（平成 29 年鳥取市条例第 83 号）（以下、両者併せて「設置手続条例」という。）に基づく手続きがあらかじめ必要となる場合があります。詳しくは、相談・申請窓口にお問い合わせください。

II 申請方法

1 許可対象の範囲（事業を行う区域と必要な許可の関係）

産業廃棄物処理施設を設置しようとする場合は、県知事又は政令市長（鳥取市長）の許可を受ける必要があります。鳥取県内に処理施設を有している事業者に対する管轄行政及び許可権者は次のとおりです。場合によっては、県と市の両方に許可申請する必要があります。

（申請先一覧）

処理施設の設置場所	管轄行政／許可権者	
	県／県知事	市／鳥取市長
東部地域		○
他の地域	○	
移動式処理施設	施設稼働を行う場所 （両地域で稼働する場合は両方の許可）	

※ 東部地域：鳥取市＋岩美郡＋八頭郡、他の地域：東部地域以外の場所（県の中部地域＋西部地域）

2 相談・申請窓口

申請にあたっては、施設設置場所により申請窓口が異なりますので、下表を参考に施設を設置する場所を管轄する行政窓口へお願いします（移動式の施設を県内全域で稼働させる場合は県及び鳥取市への申請が必要です）。

なお、許可申請書の事前相談（書類の事前確認）等も行うことができますので、御希望の方はお問い合わせください。

区分	処理施設の設置場所	管轄行政窓口	所在地	電話・FAX 番号
市	鳥取市 岩美郡、八頭郡	鳥取市 廃棄物対策課	〒680-8571 鳥取市幸町 71	TEL (0857)-30-8093 FAX (0857)-20-3918
県	倉吉市、東伯郡	鳥取県 中部総合事務所 環境建築局	〒682-0802 倉吉市東巖城町 2	TEL (0858)-23-3278 FAX (0858)-23-3266
	米子市、境港市 西伯郡、日野郡	鳥取県 西部総合事務所 環境建築局	〒683-0054 米子市糀町一丁目 160	TEL (0859)-31-9323 FAX (0859)-31-9333

3 提出方法

- (1) 申請書の提出は、申請者本人または申請内容に精通した方が持参してください。
- (2) 許可申請に当たっては、あらかじめ窓口で連絡の上、来所してください。

4 事務処理期間

申請書を受け付けされてから、許可等の処分がなされるまでの標準的な事務処理期間（審査期間）は、次のとおりです。（審査内容によっては、この期間より長くなる場合があるので、余裕を持って申請してください。）

なお、標準的な事務処理期間には、許可権者からの補正の通知により、申請者が申請書等の不備を補正するために要した期間は含まれません。

施設種類	許可区分	新規許可	変更許可
法 15 条第 4 項に規定する産業廃棄物処理施設（焼却施設、廃水銀等の硫化施設、石綿の熔融施設、廃 PCB 等の処理施設、最終処分場）		113 日	113 日
上記施設以外の中間処理施設		51 日	51 日

5 本手引きで用いる法令等の省略形及び用語の定義

本手引きでは、法令等について次のとおり省略形で表記します。

また、本手引きで使用する用語の定義は、それらの法令等で使用する用語の例によります。

省略形	法令等
法	廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号）
令	廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和 46 年政令第 300 号）
規則	廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（昭和 46 年厚生省令第 35 号）

Ⅲ 申請書の作成

1 留意事項

■ 書類提出

- (1) 申請書及び指定様式は、次のホームページからダウンロードできます。なお、ホームページからダウンロードできない方は、窓口にお問い合わせください。
県：<https://www.pref.tottori.lg.jp/273800.htm>
市：<http://www.city.tottori.lg.jp/www/contents/1523427830180/index.html>
- (2) 添付書類は、A4 版の大きさとしてください。なお、登記簿・住民票等大きさの決まっているもの、図面等で A4 版であると内容が判別できない場合は、A4 版以外の大きさの用紙でも構いません。
- (3) 記入に当たって、色分けを行う場合は蛍光ペンを使用せず、色鉛筆等長期間保存しても色が消えないもので記入してください。
- (4) 申請書及び添付書類の綴り込みは、左側に二穴パンチで穴を開け、ひもやファイルで綴じるか、クリップ留めしてください。（テープ、ステープラ等では綴じないでください。）
- (5) 申請書等に押印をしていただく必要はありませんが、押印が無い場合、必要に応じて本人確認（本人確認書類の提示や提出、電話による確認等）を行う場合があります。
- (6) 申請書の記載に当たっては、「付属書 B・申請書類の記載例」を参考としてください。

(7) 提出前には、付属書Bにある「許可申請用チェックシート」により、記載内容を必ず確認し、誤記入、記入漏れ、必要添付書類の未添付がないようにしてください。

■ 手数料等

(8) 許可申請手数料は次のとおりです。

許可区分	新規	変更
法第15条第4項に規定する産業廃棄物処理施設	140,000円	130,000円
その他の産業廃棄物処理施設	120,000円	110,000円

(9) 許可申請書手数料は、次の方法で納付してください。なお、手数料は、申請書受付後は返却されません。（不許可処分、申請書の取下げの場合であっても、返却されません。）

窓口が県の場合	鳥取県収入証紙の貼付（※1）、指定口座への振り込み（※2）、納入通知書による納付（※2）、現金書留での郵送（※2）ほか（詳細は窓口へお問い合わせください。）
市の場合	所定の窓口への現金納付、納入通知書による納付、または市の指定口座への振込（詳細は窓口へお問い合わせください。）

※1 令和3年9月末で鳥取県証紙が販売停止となります。令和3年10月以降の支払い方法については、窓口（3ページ参照）へ確認してください。

※2 県外からの申請など収入証紙による納付が困難な場合の納付方法。窓口によって、利用できる納付方法が異なるため、詳細は窓口（3ページ参照）へ確認してください。

(10) 鳥取県・鳥取市の両方申請をする場合、鳥取県内に営業の本拠を置く申請者に限り、手数料の減免制度を受けることができます。詳細は、申請前に窓口にお問い合わせください。

■ 情報公開

(11) 県・市の許可情報は、排出事業者利便性の観点から、業者名、許可区分、取り扱う廃棄物の種類、住所、電話番号の情報をホームページ公開（産業廃棄物処理業者検索システム）しています。御承知ください。

(12) 提出された申請書、変更届出書は、鳥取県情報公開条例（平成12年鳥取県条例第2号）または、鳥取市情報公開条例（平成11年鳥取市条例第1号）に規定する公文書として同条例による開示請求の対象となり、当該書類に対して公文書開示請求があれば、個人情報及び法人の不利益情報等を除き、原則、開示の対象となりますので御承知ください。

2 提出部数

申請書及び変更届出書は、2部（正本・副本：各1部）提出してください。副本は、許可または不許可の処分（または届出書の受理）を行った際に返却します。

正本とは ① 申請書及び届出書については、原本そのもの。

② 添付書類については、原本またはコピーしたもの。

副本とは 正本をコピーしたもの。

なお、法第15条第4項に規定する処理施設については、縦覧用の書類を別途準備していただくこととなりますので、御了承ください。（必要部数については申請窓口にお問合せください。）

3 添付書類

■ 必要な添付書類など

- (1) 申請書に必要な添付書類は、付属書B「産業廃棄物処理施設設置許可申請書・添付書類一覧」のとおりです。
- (2) 本書で示す法定外様式については、所要の事項がすべて記載されていれば類似様式、他県の様式であっても差し支えありません。
- (3) 添付書類を綴り込む順番は、申請書・添付書類一覧表のNo.1 から順に綴り込んでください。（申請書の次にNo.2、No.3… と添付書類がくるようにしてください。）
- (4) 各分類の最初の書類には、インデックスを貼付し、インデックスには「分類」欄に記載している内容を記入してください。
- (5) 次の場合、書類の補正（添付書類の訂正、追加提出）を求める場合があります。この場合、必要となる書類の提出は、文書にてお知らせします。
 - ・提出された書類に不備がある場合
 - ・提出された書類だけでは許可基準に適合しているかどうか判断できない場合

■ 必要書類の省略（詳細は付属書Bを参照してください。書類省略の場合は、「省略書類一覧表」の作成が必要です。）

- (6) 申請書・添付書類一覧の分類「住民票等」に記載の書類の一部は、規則第11条第8項（同規則第12条の9第4項の規定に基づき準用する場合を含む。）の規定に基づき省略することができます。なお、当該書類を省略する際に提出する許可証（いわゆる先行許可証）は、原本を提出してください。（許可証は、申請受付後、直ちに返却します。）

IV 許可について

1 許可基準

許可は、法に定める許可基準（付属書A参照）に適合していなければ、許可となりません。このため、申請書を提出する前に、許可基準に適合しているか自ら確認してください。

また、次の事項についても審査時に確認しますので、あらかじめ指針及び基準に適合していることを確認してください。

- ① 県が別に定める「中間処理施設及び積替え保管施設の構造・設備指針及び維持管理指針」への適合状況
- ② 付属書Aの産業廃棄物処理基準または特別管理産業廃棄物処理基準への適合状況

2 許可証の交付

許可証は、特に申し出がない場合は、申請者の住所へ郵送します。

許可証を受け取った際は、記載内容が申請内容と同一であることを確認してください。なお、記載内容に間違いがあった場合は、申請書を提出した窓口へ連絡してください。

V 許可後の必要手続

1 変更許可の手続

次の場合には、あらかじめ変更許可を受けなければなりません。また、変更の内容によっては、設置手続条例の手続が必要となりますので、事前に申請窓口にご相談してください。

申請の際には、「変更許可申請書」及び関連書類を添付して申請してください。（付属書Bにて概要を説明します。）

<変更許可の対象となる変更事項>（法第15条の2の6）

- ①産業廃棄物処理施設において処理する産業廃棄物の種類

- ②産業廃棄物処理施設の処理能力
- ③産業廃棄物処理施設の位置、構造等の設置に関する計画
- ④産業廃棄物処理施設の維持管理に関する計画

ただし下記のいずれにも該当しない変更は軽微変更となります。

(規則第 12 条の 8)

- ①処理能力（10 パーセント以上の増大）の変更
- ②産業廃棄物処理施設の位置の変更
- ③産業廃棄物処理施設の処理方式の変更
- ④産業廃棄物処理施設の種類に応じ、次の構造、設備の変更
 - ・汚泥の脱水施設：脱水機
 - ・汚泥の乾燥施設：乾燥設備
 - ・焼却施設：燃焼室
 - ・廃油の油水分離施設：油水分離設備
 - ・廃酸又は廃アルカリの中和施設：中和槽
 - ・破碎施設：破碎機
 - ・汚泥のコンクリート固型化施設：混練設備
 - ・汚泥のばい焼施設：ばい焼室
 - ・シアン化合物の分解施設：熱分解設備又は分解槽
 - ・廃石綿等又は石綿含有産業廃棄物の熔融処理：熔融炉又は破碎設備
 - ・廃 PCB 等又は PCB 処理物の分解施設：反応設備
 - ・PCB 汚染物又は PCB 処理物の洗浄施設又は分離施設：洗浄設備又は分離設備
- ⑤構造、設備の変更であって、設計計算上達成することができる排ガスの性状、放流水の水質その他の生活環境への負荷に関する数値の変化により生活環境への負荷を増大させることとなる変更
- ⑥排ガス又は排水の排出の方法又は量の増大に係る変更
- ⑦維持管理に関する計画の変更(次の場合を除く。)
 - ・生活環境の保全のため達成することとした数値の変更であって、周辺地域の生活環境に対する影響が減ぜられることとなるもの
 - ・排ガスの性状、放流水の水質の測定頻度の変更であって、頻度が高くなるもの

2 一般廃棄物処理施設の設置についての特例届出（法第 15 条の 2 の 5）

産業廃棄物処理施設において処理することのできる産業廃棄物と同様の性状を有する次の一般廃棄物を当該産業廃棄物処理施設において処理する場合、法第 8 条第 1 項（一般廃棄物処理施設の許可）の規定にかかわらず、届出によって当該一般廃棄物を処理する一般廃棄物処理施設として設置することができます。

なお、他人の一般廃棄物の処理を行う場合にあっては、併せて一般廃棄物処理に係る許可業者その他一般廃棄物の処理を業として行うことができる者である必要があります。

<特例の対象となる産業廃棄物処理施設>（規則第12条の7の16）。

号	産業廃棄物処理施設の種類	処理する一般廃棄物の種類
1	廃プラスチック類の破碎施設	廃プラスチック類(特定家庭用機器、小型電子機器等その他金属及びガラス又は陶磁器がプラスチックと一体となったものが一般廃棄物となったものを含む。)
2	廃プラスチック類の焼却施設	
3	木くずの破碎施設	木くず
4	がれき類の破碎施設	コンクリートの破片その他これに類する不要物
4の2	石綿含有産業廃棄物の熔融施設	石綿含有一般廃棄物
4-3	廃ポリ塩化ビフェニル等(ポリ塩化ビフェニル汚染物に塗布され、染み込み、付着し、又は封入されたポリ塩化ビフェニルを含む。以下、この号において同じ。)又はポリ塩化ビフェニル処理物の分解施設	廃ポリ塩化ビフェニル等又はポリ塩化ビフェニル処理物
4-4	廃ポリ塩化ビフェニル汚染物又はポリ塩化ビフェニル処理物の洗浄施設又は分解施設	廃ポリ塩化ビフェニル汚染物又はポリ塩化ビフェニル処理物
5	紙くず、木くず、繊維くず、動植物性残さ、動物系固形不要物、家畜の死体の焼却施設	紙くず、木くず、繊維くず、動物若しくは植物に係る固形状の不要物又は動物の死体
5-2	令第七条第十四号イに掲げる産業廃棄物の最終処分場（遮断型最終処分場）	基準不適合水銀処理物
6	令第七条第十四号ハに掲げる産業廃棄物の最終処分場（管理型最終処分場）	燃え殻、廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、動物若しくは植物に係る固形状の不要物、ゴムくず、金属くず、ガラスくず、コンクリートくず、陶磁器くず、コンクリートの破片その他これに類する不要物、動物のふん尿、動物の死体若しくはばいじん又はこれらの一般廃棄物を処分するために処理したものであつてこれらの一般廃棄物に該当しないもの(特別管理一般廃棄物であるものを除く。)、基準適合水銀処理物

※1～5の一般廃棄物は、他の一般廃棄物と分別して収集されたものに限りません。

※特例届出の対象とならない産業廃棄物処理施設があります。

3 変更の届出（法第15条の2の6第3項、法第9条第3項）

産業廃棄物処理施設について、Vの1の変更許可の対象とならない変更を行ったとき、若しくは法第15条第2項第1号に掲げる事項その他規則12条の10で定める事項に変更があったときは、付属書B「産業廃棄物処理施設軽微変更等届出事項・必要書類一覧」に示す変更事項毎の必要書類とともに、遅滞なく、軽微変更等届出書を提出しなければなりません。

また、変更の内容によっては、設置手続条例の手続が必要となりますので、事前に申請窓口にご相談してください。

4 廃止、休止、再開の届出（法第15条の2の6第3項、法第9条第3項）

産業廃棄物処理施設（最終処分場を除く。）を廃止したとき、産業廃棄物処理施設を休止、再開したときは、軽微変更等届出書を提出しなければなりません。

5 譲受け・借受け許可の手続き（法第15条の4、法第9条の5）

産業廃棄物処理施設の譲り渡し又は貸し渡す場合は、譲受け又は借受けようとする者が許可申請を行い、許可を受けなければなりません。

6 合併・分割の認可の手続き（法第15条の4、法第9条の6）

施設設置者である法人の合併（施設設置者の法人と施設設置者でない法人が合併する場合であつて、施設設置者の法人が存続するときを除く。）については、認可申請書を提出しなければなりません。

7 相続の手続き（法第 15 条の 4、法第 9 条の 7）

施設設置者について相続があったときは、施設設置者の地位を承継した相続人は、相続の日から 30 日以内に届け出なければなりません。

8 事故時の応急措置及び届出（法第 21 条の 2）

産業廃棄物処理施設において破損等の事故が発生し、産業廃棄物、汚水等の飛散及び流出等により周辺的生活環境の保全上の支障が生じた場合などにおいては、応急措置を実施するとともに、速やかに事故の状況及び講じた措置の概要を届け出なければなりません。（法第 21 条の 2）

9（特別管理）産業廃棄物処理実績報告書の提出

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則（昭和 58 年鳥取県規則第 18 号）第 16 条及び鳥取市廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則（平成 30 年鳥取市規則第 8 号）第 37 条の規定により、毎年 6 月 30 日までに、その年の 3 月 31 日以前の 1 年間における（特別管理）産業廃棄物の処分に関する実績について報告しなければなりません。（実績がない場合にも提出が必要です）

10 使用前検査の申請、受検（法第 15 条の 2 第 5 項）

許可を受けた産業廃棄物処理施設の使用を開始しようとするときは、施設が申請書に記載した設置に関する計画に適合しているかどうか、あらかじめ知事又は鳥取市長の検査を受ける必要がありますので、様式第 19 号（規則第 12 条の 4 関係）による申請書により、所管の事務所に検査の申請をしてください。

11 定期検査の申請、受検（法第 15 条の 2 の 2 第 1 項）

法第 15 条第 4 項に規定する産業廃棄物処理施設の設置者は、5 年 3 ヶ月以内ごとに、当該処理施設が法第 15 条の 2 第 1 項第 1 号に規定する技術上の基準に適合しているかどうかについて、知事又は鳥取市長の検査を受けなければなりません。検査を受けようとするときは、様式第 20 号の 2（規則第 12 条の 5 の 2 関係）による申請書により、所管の事務所へ申請してください。

12 維持管理計画及び維持管理状況の公表（法第 15 条の 2 の 3 第 2 項）

法第 15 条第 4 項に規定する産業廃棄物処理施設の設置者は、維持管理に関する計画及び維持管理の状況に関する情報（規則第 12 条の 7 の 2 で定める事項）について、記録事項の結果の得られた日等の属する月の翌月の末日までに公表し、3 年を経過する日まで、インターネットその他の適切な方法により公表しなければなりません。

13 処理状況等の閲覧

次のとおり、廃棄物処理施設の維持管理状況又は廃棄物の処理状況に関する事項を記載した書類を廃棄物処理施設(当該廃棄物処理施設に備え置くことが困難である場合にあつては、当該廃棄物処理施設の設置者の最寄りの事務所)に備え置き、関係住民等の求めに応じ、閲覧させなければなりません。

対象施設	閲覧の内容	法令根拠
法 15 条第 4 項に規定する産業廃棄物処理施設	維持管理に関する事項	法第 15 条の 2 の 4
廃棄物処理施設 ^{※)}	廃棄物の処理状況に関する事項	設置手続条例第 25 条

※ 設置手続条例第 2 条第 6 号に規定する施設（法第 15 条の産業廃棄物処理施設（許可施設）、産業廃棄物処理業者が業として行う産業廃棄物の積替え保管施設及び処理施設、法第 8 条の一般廃棄物処理施設（許可施設））